

平成29年10月26日

ATMご利用のお客さまへ

旭川信用金庫

キャッシュカードおよび通帳によるATM振込の一部利用制限について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の振り込め詐欺被害が多発するなか、特に、キャッシュカードによる振り込みに不慣れなお客さまをATMに誘導し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しています。

当金庫では、こうした高齢者の還付金詐欺等の被害を防止するための緊急対応として、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 緊急対応策

次のお客さまはキャッシュカードによる振込取引ができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまで、当金庫のキャッシュカードによるATMの振込取引を3年以上利用されていない口座のお客さま。

(2) 開始日

平成29年11月1日（水）

(3) その他

上記のお客さまがキャッシュカードによるATMでの振込取引を希望される場合は、平日の営業時間内に、お届け印および本人確認書類（健康保険証など）を当金庫の窓口にご提示の上お申し出ください。

なお、キャッシュカードによるお預入れやお引出しは従来どおりご利用いただけます。

以上